

上尾市訓令第7号

本 庁  
出先機関

上尾市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市職員服務規程の一部を改正する訓令

上尾市職員服務規程（昭和49年上尾市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表6の項中「並びに出張所」の次に「及び支所」を加え、「出張所の職員」を「出張所の職員 支所の職員」に、「及び出張所」を「出張所及び支所」に、「課の長」を「課等の長」に改め、同表9の項中「出張所」の次に「及び支所」を加え、同表10の項及び11の項並びに同条第4項中「課内推進室等」を「課内室等」に改める。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式(第6条関係)

上尾市名札兼職員証

(表)

(裏)

|                  |
|------------------|
| 上尾市              |
| 所属名<br>姓<br>ローマ字 |

|  |                            |
|--|----------------------------|
| 上尾市職員証  |                            |
| 写真   | 職員番号                       |
|  | 戸籍上の氏名                     |
|  | 生年月日                       |
|  | 上記の者は、上尾市職員<br>であることを証明する。 |
|  | 年 月 日発行                    |
|  | 年 月 日まで有効                  |
|  | 埼玉県上尾市印                    |
|  | 〒362—8501 上尾市本町三丁目1番1号     |
|  | TEL 048—775—5111           |

寸法54.0mm×85.5mm

第 2 号様式の 3 中「ひらがな」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。